

# 企画競争に関する公示

次のとおり企画競争について公示します。

平成22年3月12日

支出負担行為担当官  
千葉労働局 総務部長 金成 真一

## 1 企画競争に付する事項

- (1) 件名 平成22年度シニア就業支援プログラム事業
- (2) 実施主体 千葉労働局職業安定部職業対策課
- (3) 事業概要

委託を受けた民間事業者等が、雇用・就業や社会参加を希望する高年齢者を対象に、地域のあらゆる関係機関で構成するネットワークと連携・協力したワークショップの実施や高年齢者の就業ニーズと企業等の人材ニーズをマッチングすることにより、地域の高年齢者の再就職支援等を実施する。

○実施期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

- (4) 仕様

シニア就業支援プログラム事業企画競争仕様書による。

## 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。

イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

オ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

### 3 契約候補者の選定方法

「シニア就業支援プログラム事業企画書募集要領」及び「同企画競争仕様書」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

### 4 募集要領及び仕様書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成22年3月12日（金）～3月26日（金）  
10:00～12:00、13:00～17:00《最終日は12時まで》
- (2) 場所 11の本件担当、連絡先に同じ

### 5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成22年3月16日（火） 10時～  
平成22年3月18日（木） 13時30分～
- (2) 場所 千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館本館4階 職業安定部会議室

### 6 募集要領及び仕様書等に対する質問の受付及び回答期間

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 11の本件担当、連絡先に同じ
- (2) 受付期間 平成22年3月26日（金）までの10:00～12:00、13:00～17:00《最終日は12時まで》
- (3) 回答 募集要領を配布した者全員に対してFAXにて回答する。

### 7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成22年3月26日（金） 15時
- (2) 提出先 11の本件担当、連絡先に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）とする。

### 8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

- (1) 日時 平成22年3月29日（月） 14時～
- (2) 場所 千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館本館4階 職業安定部会議室

### 9 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「シニア就業支援プログラム事業企画書募集要領」及び「同企画競争仕様書」による。

#### 11 本件担当、連絡先

住 所：〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎4階
担 当：千葉労働局職業安定部職業対策課高齢対策係 高橋・前野
電 話：043-202-5132 (3月23日より 043-221-4392)
FAX：043-202-5141 (3月23日以降も変更なし)

# シニア就業支援プログラム事業に係る企画書募集要領

平成22年度シニア就業支援プログラム事業の実施を希望する者が、企画書等を作成する際には、本要領によるものとする。

## 1 委託事業の件名

平成22年度シニア就業支援プログラム事業

## 2 委託事業の目的

少子高齢社会が進行する中で、日本経済の活力を維持していくためには、高齢者が年齢にかかわらず働ける社会の実現が必要となっており、自立を目指す高齢者等を支援していくことが必要である。

このため、雇用・就業や社会参加を希望する高齢者を対象に、地域のあらゆる関係機関で構成するネットワークと連携・協力したワークショップの実施や高齢者の就業ニーズと企業等の人材ニーズをマッチングすることにより、地域の高齢者等に対する再就職支援等を実施する。

## 3 事業内容

別添シニア就業支援プログラム事業に係る企画競争仕様書のとおりとする。

## 4 業務の委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 5 事業経費

本事業に係る経費は、金24,964千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 6 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本要領における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。

イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇

用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合であっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

オ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

## 7 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時 平成22年3月16日（火）10時～  
平成22年3月18日（木）13時30分～
- (2) 場所 千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館本館4階 職業安定部会議室

## 8 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先  
住所：〒260-8612  
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎4階  
厚生労働省千葉労働局職業安定部職業対策課高齢対策係 高橋、前野  
電話：043-202-5132（3月23日より043-221-4392）  
FAX：043-202-5141（3月23日以降も変更なし）
- (2) 受付期間  
平成22年3月26日（金）までの10:00～12:00、13:00～17:00《最終日は12時まで》
- (3) 受付方法  
FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。
- (4) 回答  
本要領を配布した者全員に対してFAXにて回答する。

## 9 企画書等の提出期限及び場所

- (1) 提出書類
- ① 企画競争参加申込書（別紙1）（参加資格を満たしていることを明記した誓約書）
  - ② シニア就業支援プログラム事業の企画書及び経費見積書
  - ③ 添付資料
- ※ 詳細については仕様書に記載する。
- (2) 提出期限等
- ① 提出期限  
平成22年3月26日（金）15時
  - ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先  
8の（1）に同じ
  - ③ 提出部数
- |                               |     |     |
|-------------------------------|-----|-----|
| (ア) 企画競争参加申込書                 | 1部  |     |
| (イ) シニア就業支援プログラム事業の企画書及び経費見積書 | 正1部 | 副3部 |
| (ウ) 添付資料                      | 正1部 | 副3部 |

- ④ 提出方法 直接提出（持参）とする。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
  - (ア) 受付時間は、平日の10:00～12:00、13:00～17:00まで《最終日は15時まで》とする。
  - (イ) 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
  - (ウ) 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
  - (エ) 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
  - (オ) 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
  - (カ) 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
  - (キ) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 10 企画の評価

### (1) 評価

企画の評価は、厚生労働省千葉労働局職業安定部職業対策課を事務局とする企画書評価委員会において、提出書類をもとに、別紙2「シニア就業支援プログラム事業に係る企画書等評価項目」の項目について総合的に評価し、最も適切であると判断された企画を提出した一者を選定し、契約候補者とする。

なお、企画書評価委員会は総合的な評価の結果、すべての企画を不適切と判断することもできる。

- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 11 契約までの流れ

### (1) 契約の締結

委託要綱（別紙3）様式第4号の契約書により契約を締結するものとする。

### (2) 契約までの流れ

- ① 企画競争により、契約の相手方を決定したときは、支出負担行為担当官は、速やかに委託の申し入れを行い、受託書の提出を受け、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 12 その他

- (1) 企画書等の提出から、契約の手続におけるすべての過程において使用する言語、通貨は日本語、日本国通貨に限るものとする。